

奥多摩漁業協同組合・氷川漁業協同組合  
内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、奥多摩漁業協同組合と氷川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

- 2 竿釣で遊漁を行う場合は、使用する竿の数は1人1本以内とする。
- 3 あゆのどぶ釣については、解禁日から1ヶ月間は多摩川橋下流端から下流の羽村えん堤上流端から上流100mまでの間とする。
- 4 あゆの掛け釣については遊漁期間を9月15日以降から10月31日までとし、軍畑大橋下流端から下流の万年橋上流端 及び 調布橋下流端から下流の羽村えん堤上流端から上流100mまでの間とする。
- 5 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が公示する日（以下「解禁日」という。）から10月31日まで。但し、掛け釣は9月15日から10月31日まで
にじます	解禁日から12月31日まで
やまめ・いわな	解禁日から9月30日まで
こい・ふな・うぐい	1月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合が解禁日を公示する場合は、組合公示板又は読売新聞に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域においては、遊漁者は遊漁してはならない。

- (1) 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場  
なお、組合は、産卵場を造成した場合は、標識により表示する。
- (2) 東京都羽村市羽1, 5 7 9 7 番地の小作えん堤中心より左岸の上流8 5. 7メートル、下流へ4 6. 8メートル、右岸の上流へ5 5. 4メートル、下流へ4 4. 4メートルの多摩川本流。
- (3) 東京都西多摩郡奥多摩町氷川大字海沢の緑橋から上流1 0 0メートル、下流2 0 0メートルの間の海沢。
- (4) 東京都西多摩郡奥多摩町白丸の東京都交通局多摩川第3発電所取水口から上流5 0メートルまでの間の多摩川本流。
- (5) 東京都西多摩郡奥多摩町棚沢6 7 1 - 2の白丸調整池ダムの堤体から下流3 0メートルの間の多摩川本流。
- (6) 東京都西多摩郡奥多摩町日原5 3 5番地より上流の同日原6 2 6番地までの間の日原川。
- (7) 東京都西多摩郡奥多摩町日原字孫惣谷1, 0 3 2番地の1の孫惣谷と岩下谷の合流点より上流の両谷。
- (8) 栃寄沢全域
- (9) 三つ沢及び三つ沢の合流点から下流の砂防えん堤までの間の入川。
- (10) 羽村えん堤上流端から上流1 0 0メートルまでの間の多摩川。
- (11) 東京都青梅市御岳3 1 1の大沢橋より下流、多摩川出合までの琴沢川
- (12) 東京都青梅市二俣尾5丁目1, 6 9 5 - 2の奈々村橋より上流の平溝川

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ・ふな	全長1 0 cm以下
にじます・やまめ	全長1 2 cm以下
いわな	全長1 5 cm以下
こ い	全長1 8 cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生、満7 7歳以上の者又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。但し、第3項に掲げる特定漁場での遊漁料は別に定めるところによる。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

対象魚種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料	
			組合事務所又は指定店納付（消費税込み）	現場で監視員に納付する場合（消費税込み）
あゆ	手釣・竿釣	1 年	9,000円	
やまめ、にじます、いわな	手釣・竿釣	1 年	8,000円	
全魚種 (あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい、かじか)	手釣・竿釣	1 日	2,500円	3,500円
こい、ふな、うぐい、かじか	手釣・竿釣	1 年	3,000円	
		1 日	700円	1,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 奥多摩漁業協同組合 東京都青梅市御岳2丁目333番地
- (2) 氷川漁業協同組合 東京都西多摩郡奥多摩町氷川1,793番地
- (3) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する

3 第1項但し書きに掲げる特定漁場は次のとおりとし、入漁料は漁場ごとに定め、各釣り場事務所に公示された額とする。

- (1) 東京都西多摩郡奥多摩町川井字丹縄62番地から下流の青梅市御岳238番地の東京都交通局多摩川第3発電所放水口までの間の多摩川本流（奥多摩フィッシングセンター）。
- (2) 東京都西多摩郡奥多摩町字日陰411番地から下流の同大丹波字南平37-1までの間の大丹波川（大丹波川国際虹鱒釣場）。
- (3) 東京都西多摩郡奥多摩町氷川字栃久保1,802番地から下流の同栃久保1,798番地までの間の日原川（氷川国際ます釣場）。
- (4) 東京都西多摩郡奥多摩町日原字大沢226番地から下流の同町氷川2,225番地までの間の日原川（大沢国際ます釣場）。
- (5) 東京都西多摩郡奥多摩町日原字孫惣谷1,043番地から下流の同孫惣谷1,048番地までの間の日原川（日原溪流釣り場）。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（年券の場合）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行う。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
  - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則) この規則は令和5年9月1日より施行する。